

自動販売機設置場所貸付に係る仕様書

1 貸付場所及び貸付面積（設置台数）

物件番号	財産名称	所在地	貸付箇所	貸付面積	台数
1	県立羽生 実業高等 学校	羽生市大字 羽生 323	2号館1階（屋外） 2号館2階（屋内） （配置図1）	1.90m×1.10m×2 台 4.18㎡	2台
2	県立羽生 実業高等 学校	羽生市大字 羽生 323	1号館1階（屋外） 同窓会館1階（屋内） （配置図2）	1.90m×1.10m×2 台 4.18㎡	2台

- ※1 貸付面積には放熱余地・回収ボックス等の設置部分を含む。
- ※2 管理上・美観上等の都合により、自動販売機の周囲に壁等を設置することもある。
- ※3 物件番号2のうち同窓会館1階の自動販売機については、同窓会館の工事が平成25年度中に行われる可能性があり、その場合は、工事期間中（主に夏季休業期間）は撤去すること。

2 貸付期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで（更新なし）

3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者（以下「設置者」という）の遵守事項

(1) 大きさ及びデザイン

① 大きさ

飲料水：おおよそ幅1,250mm×奥行950mm×高さ2,000mm以内

② デザイン（外観色を含む）

周辺環境に配慮したユニバーサルデザインとする。

ただし、貸付場所が屋外の場合は、外観色のみ公共機関にふさわしいものとする。（補助ボタン機能やコイン投入口の受け皿のないもので、可）

(2) 環境対策

① 省エネルギー

「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

② 低GWP冷媒機

地球温暖化係数（GWP）の低い、二酸化炭素（CO₂）、炭化水素（HC）、又はハイドロフルオロオレフィン（HF01234yf）等を冷媒として採用した機種とする。

③ スクールタイマーの設置

スクールタイマーを設置し本校の指定する時間帯は販売しないように設定すること。(普通時間割、特別時間割、テスト時間割など、学校行事による稼働時間変更に対応できること。)

④ その他

「埼玉県グリーン調達推進方針」(平成14年3月策定)の自動販売機の判断の基準に適合すること。(同方針の判断の基準は、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成24年2月)と同じ。)

(3) 安全対策

① 転倒防止

「自動販売機の据付基準」(JIS規格)及び「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業会作成)を遵守した措置を講じるものとする。

② 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」(食品衛生法)及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」(業界自主基準)等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

③ 防 犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」(日本自動販売機工業会作成)を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

④ 防 災

災害救援ベンダー(災害発生で停電になった場合でも、非常電源により必要な電力を供給し、自動販売機内の飲料を提供できる機能を有するもの)であること。

なお、災害発生時に本校が飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内のすべての飲料を無償で提供すること。

(4) 使用済み容器の回収

① 回収ボックスの設置

原則として自動販売機1台にペットボトル用と缶用を各1個の割合で自動販売機脇に設置する。

② 回収ボックスの規格

ア 素材

プラスチック製又は金属製とする。

イ 容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とする。

ウ その他

使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又は、そのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図る。

③ 使用済み容器の処理

容器包装リサイクル法(平成7年法律第112号)など、関係法令に基づいて適切に処理する。

④ 設置者以外の使用済み容器が回収ボックスに混入する場合もあるが、同様に回収すること。また、ゴミ集積場所に集められた使用済み容器も、併せて回収すること。

(5) 維持管理

① 商品の補充(二日に一度以上、午後4時以降に行うこと)、売上金の回収及び釣銭の補充並びに自動販売機内部・外部、設置場所周辺及び空き缶置き場の清掃などを行うこと。

② 消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行うこと。

③ 週に一度以上、空き缶・空きペットボトルの回収業務を行うこと。

④ 専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めること。

⑤ 故障時には即時対応すること。

4 販売商品の種類・価格(物件番号1・2共通)

(1) 種類

清涼飲料水全般(炭酸飲料は20~30%とする。)

スポーツドリンク、野菜ジュース、ミネラルウォーター、お茶を置くこと。

缶、ペットボトルのみ(紙パックは不可)

※冬期は、ホット飲料を入れること。

(2) 価格

500ml ペットボトル、缶 … 110円(ただし水は80円)

500ml 未満 … 80円

(3) 商品を変更する場合は、その都度事前に本校と協議すること。

5 貸付料

年額の貸付料は、賃貸借料提案書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。)とする。

6 管理費

管理費は、設置する自動販売機1台あたり 27,400円とする。

この管理費は、貸付年度の1年度分の費用として、貸付料と同時に一括して埼玉県から設置者に請求する。

7 売上手数料

徴収しない。

8 費用負担

自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して埼玉県の確認を受けなければならない。

10 自動販売機設置に伴う事故

埼玉県の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

(1) 埼玉県の責に帰することが明らかな場合を除き、埼玉県はその責を負わない。

(2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。